

徳島県警察船舶管理規程

(目的)

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号）第78条第1項の規定に基づき県警察に配備された警察用船舶（以下「船舶」という。）の適正な管理及び効率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 船舶の管理及び運用に当たっては、法令その他別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規程において「船舶の管理」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 船舶の保全管理
- (2) 船舶に付属する船具及び備付機器類の保全整備
- (3) 船舶の航行統制
- (4) 船舶の使用
- (5) その他船舶の維持管理上必要な事項

(管理責任者)

第4条 生活安全部地域課長を船舶管理責任者（以下「管理責任者」という。）とする。

(取扱責任者)

第5条 生活安全部地域課地域管理官を船舶取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）とする。

2 取扱責任者は、船舶の管理について管理責任者を補佐するものとする。

3 取扱責任者は、船舶の緊急出動に対処できるよう常に出動体制を保持しておくものとする。

(運航責任者)

第6条 管理責任者は、所属職員の中から船舶職員法（昭和26年法律第149号）第18条に定める資格を有する者（次条において「有資格者」という。）を運航責任者として指定するものとする。

2 運航責任者は、船舶の性能を熟知し、常に点検整備に当たるものとする。

(船長)

第7条 管理責任者は、あらかじめ職員の中から有資格者複数名を船長として指定しておくものとする。

2 取扱責任者は、船舶の出動に当たっては、当該航行に係る船長（以下「船長」という。）を指名するとともに、必要な要員を乗船させるものとする。

3 船長は、航行の安全について責任を負うものとする。

4 船長は、航行に当たっては、常に無線局を開局し、通信指令課と密接な通信連絡を行うものとする。

5 船長は、船舶を離れるときは、盗難、火災その他の事故の防止について適切な措置を講じるものとする。

(点検)

第8条 運航責任者は毎月1回以上、船長は航行前に、別表に定める点検実施基準に基づく船舶の点検を行わなければならない。

(整備)

第9条 船舶の整備を必要とするときは、船舶整備申請書(様式第1号)により管理責任者に整備申請をしなければならない。

2 取扱責任者は、第17条に定める履歴カードに、整備を実施した状況を記載しなければならない。

(係留)

第10条 取扱責任者は、船舶を使用しないときは、必ず所定の場所に係留しなければならない。

(当直員等)

第11条 取扱責任者は、次に掲げる場合においては、必要に応じ船舶の当直員又は警戒員を置かななければならない。

(1) 定係港以外において停泊するとき。

(2) 気象その他の事情により船舶の退避が予想されるとき。

(3) 前各号のほか、取扱責任者が必要と認めるとき。

(航行区域)

第12条 船舶の航行区域は、原則として当該船舶検査証書に記載された航行区域とする。

(航行命令)

第13条 船舶の航行は、取扱責任者の命によって行うものとする。

(使用要請)

第14条 所属長は、警察用務のため、船舶を使用(前条に規定する場合を除く。)する必要があると認めたときは、用務の種別、使用年月日等を明らかにして管理責任者に要請し、承認を得なければならない。

(航行日誌)

第15条 船長は、航行の都度、航行日誌(様式第2号)に所要事項を記載しなければならない。

(監査)

第16条 管理責任者は、毎年1回以上、第3条各号に掲げる船舶の管理状況について、監査を行わなければならない。

(履歴カード)

第17条 取扱責任者は、履歴カード(様式第3号)を備え、常に整理保管しなければならない。

(事故報告)

第 18 条 管理責任者は、船舶に事故が発生したときは、速やかに応急処置をとるとともに、その概要を本部長に速報するものとする。

(警務課長への通報)

第 19 条 管理責任者は、次表左欄に掲げる区分に従い、中欄の様式により、右欄の期日までに、警務部会計課長に通報するものとする。

区分	通報様式	通報期限
船舶の使用状況	船舶使用状況年報（様式第 4 号）	翌年 1 月 10 日まで
燃料の消費状況	燃料等消費月報（様式第 5 号）	翌月 10 日まで

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 警察船管理規程（昭和 29 年徳島県警察本部訓令第 15 号）は、廃止する。

附 則（平成 6 年 10 月 28 日本部訓令第 23 号）

この訓令は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日本部訓令第 12 号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第8条関係)

点検実施基準

点検責任者	点検内容
船長	1 操だ装置、無線通信装置、航行用具、救命用具及び消防用具の設備の状況 2 警報装置、船体外部の異常の有無及び喫水の状態 3 係船及び揚錨の設備の状況 4 燃料の現在量及び主機関の調子 5 冷却水及び潤滑油の有無 6 排水設備及び管胴管の水漏れの状態 7 充電装置、始動発電機及び配線の接続部の状態
取扱責任者	1 船体外部の異常の有無 2 救命用具及び消防用具の設備その他船体法定整備品の適否 3 主機関の調子、無線通信装置の状況、船体及び主機関の手入れ、清掃の状態 4 無線機の充電系統の適否

別記様式第1号から別記様式第5号 省略